

「西階公園野球場」ネーミングライツパートナー募集要項

1. 募集の趣旨

延岡市は、新たな財源確保や施設の魅力向上、利用者の利便性の向上を目的として、現在整備を進めている西階公園野球場のネーミングライツパートナー（愛称の命名権者）を以下のとおり募集いたします。

2. 対象施設

- ・施設名称：西階公園野球場
- ・所在地：延岡市西階町 西階公園敷地内
- ・供用開始：令和8年5月（予定）
- ・施設概要：別紙「西階公園野球場の概要」をご参照ください

3. 募集概要

（1）ネーミングライツの対象

「西階公園野球場」の愛称

（2）愛称付与の条件

- ① 愛称は施設のイメージや、設置目的との整合性など、市民や施設等利用者にとって理解が得られる愛称を提案してください。
- ② 市民や施設等利用者の混乱を避けるため、一定期間、正式名称を併記するなどの措置を講ずる場合があります。
- ③ 特に必要があると認めるときは、愛称に「延岡」「延岡市」を含める等表記に条件を付す場合があります。

（3）希望契約期間

令和8年度から3年以上5年以下

※提案のあった契約期間を含めて総合的に審査を行い、優先交渉者を決定します。（審査項目は別紙「「西階公園野球場」ネーミングライツパートナー審査基準」をご参照ください。）

※契約の更新を希望する場合、優先交渉権があります。

（4）希望契約金額

命名権料の契約金額は、1年間当たり200万円以上を希望（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※200万円未満を希望される場合も申込は可能です。（提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツパートナーを決定します。）ただし、最低提案金額は、原則として1年間当たり100万円からとします。

※命名権料は、当該施設や周辺施設等の維持管理に要する経費等に充てる予定です。

※ネーミングライツパートナーは、毎年度4月1日から4月30日までの間に、当該年度分の命名権料を延岡市に納付していただきます。

※ネーミングライツの契約は、決定後速やかに行いますが、契約金額の計算は施設の供用開

始日が年度途中になる場合は日割りで計算いたします。

(5) 愛称の使用開始予定期

ネーミングライツパートナーとの協議により決定します。

(6) 経費負担について

区分	市	ネーミングライツパートナー
施設の表示看板等の設置、契約期間中の維持補修 ※1		○※2
契約期間終了後の原状回復		○※2
パンフレット、封筒等の市の印刷物や市ホームページの表示変更	○	

※1 看板等の設置にあたっては、市と協議を行うとともに、宮崎県屋外広告物条例等を順守し設置を行ってください。

※2 看板等を設置・変更するため係る費用及び契約期間終了後の原状復帰に係る費用は、ネーミングライツパートナーの負担となります。

(7) 命名権の制約

大会や興行等による施設利用者から、広告物の遮蔽や命名権による愛称の不使用等の要請があったときには、市は期間を定めてその要請に応じることが出来るものとし、これに伴う市等からの補償は行いません。

(8) 応募資格

ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者は、次の各号のいずれにも該当しない事業者とします。

- ① 法人（法人でない事業者等にあっては、構成員に法人がいる場合の当該法人も含む。）の事業者等にあっては、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
- ② 国及び地方公共団体から指名停止措置等を受けている事業者、市税等（国税及び県税を含む。）を滞納している事業者
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規定による貸金業を行うもの
- ⑥ 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑧ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産の申立てがなされているもの

- ⑨ 市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのあるもの
- ⑩ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの（法律に則り運営しているものを除く）
- ⑪ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に定める施術所を開設した法人以外のもので、手技、温熱、電気、光線等の療術行為を行う業種に属する事業を行うもの
- ⑫ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑬ 経営状況が健全でないこと
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、命名権者として適当でないと市長が認めるもの

(9) ネーミングライツパートナーメリット

- ① エントランスホールの一部にネーミングライツパートナーが自由に使用できるスペースを導入予定です。
- ② ご希望があれば開催される大会等で電光掲示板を利用できます。ただし、大会によってはスポンサー等との関係で利用できない場合があります。
- ③ その他のネーミングライツパートナーメリットについては、ネーミングライツパートナーと協議の上、実施可能なものについて行います。

4. 応募手続き

(1) 募集スケジュール

- ① 募集期間 : 令和8年1月9日（金）～令和8年2月13日（金）
 - ※「(2) 提出書類」の提出時間は午前8時30分～17時15分まで
 - ※郵送提出は可ですが、電子メール、ファックスでの提出は不可です。
 - ※郵送で提出した場合は、提出期限までに新財源確保推進室に到達したものに限りますので、到達したことを電話等でご確認ください
- ② 質問の受付 : 令和8年1月9日（金）～令和8年1月23日（金）
- ③ 質問回答期限 : 令和8年1月30日（金）（予定）
- ④ 審査会 : 令和8年3月以降（予定）

(2) 提出書類

申込に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ① ネーミングライツパートナー申込書（様式1）
 - ② ネーミングライツパートナー応募資格に係る誓約書兼同意書（様式2）
 - ③ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式3）
 - ④ 企業等概要（任意様式）
 - ⑤ 登記事項証明書
 - ⑥ 直近1事業年度分の決算報告書
 - ⑦ 本市及び国県税に関する納税証明書
 - ⑧ 地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援実績や今後の計画がある場合はその概要のわかるもの（任意様式）
 - ⑨ 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要のわかるもの（任意様式）
- ※提出書類は正本1部、副本1部を、①から⑨の順に、それぞれA4版のファイルに綴

り作成してください。副本は写しで結構です。

(3) 提出先

宮崎県延岡市 商工観光文化部 新財源確保推進室 宛
〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1

(4) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間：令和8年1月9日（金）～令和8年1月23日（金）
- ② 受付方法：質問票（様式4）に記入のうえ、電子メール、FAXにより「10. 問い合わせ先」までご提出ください
※電子メールでの質問の際は、表題を「ネーミングライツ質問」とし、必ず、法人名、担当部署、担当者名及び連絡先を記入してください。
- ③ 回答方法：延岡市の担当者から電話、電子メールにより、質問者様にご回答いたします。

(5) その他

- ① 応募に要する経費等はすべて応募者の負担とします。
- ② 提出された書類はお返できません。
- ③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することができます。
- ④ 広告代理店を通じての申込も可能です。ただし、この場合、市から広告代理店に手数料を支払うものではありません。

5. 選定方法

審査委員会において、選定基準に沿って審査し、評点の合計が最も高い応募者を優先交渉者として選定し、ネーミングライツパートナーを決定します。

なお、応募が一者のみであった場合も、審査委員会において市のネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査します。

また、審査委員会では応募者に対するヒアリングを実施いたしますので、法人その他の団体の代表者または代理の方は、審査委員会へご出席ください。

(1) 応募資格等審査

申請者が「3. 募集概要（8）応募資格」を満たしていることを確認します。応募資格を満たしていないと判断された場合は、失格となります。

(2) 提示条件等の総合評価

審査は、「施設のイメージや設置目的に合う愛称であるか」や「命名権料（契約金額）」「契約期間」、「施設や地域の魅力向上に繋がる附帯的な提案」、「提案企業の本市やスポーツに関する地域貢献の実績」を審査項目とします。

※詳細は別紙「西階公園野球場」ネーミングライツパートナー審査基準」をご参照ください。

6. 審査結果の公表

審査結果については、すべての応募者に通知するほか、市のホームページで公表します。

7. 留意事項

ネーミングライツパートナーの決定後に、ネーミングライツパートナーが「3. 募集概要（8）応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、延岡市はネーミングライツパートナーの決定の取消し又は契約の解除をすることができるものとします。

8. その他

今後、西階公園野球場の外野フェンスへの広告スペースの導入について検討していきます。

9. 添付資料・様式

- ・ネーミングライツパートナー申込書【様式1】
- ・ネーミングライツパートナー事業応募資格に係る誓約書兼同意書【様式2】
- ・暴力団等の排除に関する誓約書【様式3】
- ・質問票【様式4】

10. 問い合わせ先

宮崎県延岡市 商工観光文化部 新財源確保推進室 広瀬 児浪 中谷
882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1
電 話：0982-20-7175 F A X : 0982-22-7080
メール：zaigen@city.nobeoka.miayazaki.jp

(様式1)

ネーミングライツパートナー申込書

年　　月　　日

延岡市長

所在地

法人名

代表者名

(印)

延岡市ネーミングライツ事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

【申請内容】

施設名			
フリ 愛 称 (英語表記)		フリガナ 略称	
命名の理由 (応募動機)			
命名権料	年額 万円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)		
希望契約期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 か月)		
附帯的な提案	(提供いただける附帯的な提案がある場合は記入してください。)		
本社所在地 (市内事務所)			
連 絡 先	担当者 氏名		
	部署 役職		
	TEL・FAX	TEL:	FAX:
	E-mail		

(添付書類)

ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書兼同意書【様式2】

- 暴力団等の排除に関する誓約書【様式3】
- 企業概要（任意様式）
- 登記事項証明書
- 直近1事業年度分の決算報告書
- 本市及び国県税に関する納税証明書
- 地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援実績や今後の計画がある場合、その概要のわかるもの（任意様式）
- 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの（任意様式）

（様式2）

令和 年 月 日

ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書兼同意書

延岡市長

所在地

法人名

代表者名

ネーミングライツ事業の応募を行うにあたり、延岡市ネーミングライツ事業実施要綱第4条に規定する規制業種又は事業者に該当しません。また、提出書類の内容は事実に相違ありません。

暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

延岡市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

当方は、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、延岡市の求めに応じ、当方の役員の一覧表（延岡市指定のもの）及び履歴事項全部証明書の写しを提出し、当該提出書類から確認できる範囲での個人情報を宮崎県警本部に提供することについて同意します。

記

- 1 当方の役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する営業所の代表者、団体である場合にはその代表者又は理事。以下同じ。）は、延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「条例」といいます。）第2条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」といいます。）ではありません。また、将来においても同様です。
- 2 当方は、条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）又は暴力団関係者が経営し、又は経営に実質的に関与していません。また、将来においても同様です。
- 3 当方は、役員等が暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用していません。また、将来においても同様です。
- 4 当方の役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していません。また、将来においても同様です。
- 5 当方の役員等は、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与いたしません。また、将来においても同様です。
- 6 当方の役員等は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。また、将来においても同様です。
- 7 当方自ら又は第三者を利用して、延岡市に対し暴力的な行為、脅迫的な言動等を用いて不当な要求

行為をし、若しくは偽計又は威力を用いて延岡市の業務を妨害する行為はいたしません。また、将来においても同様です。

- 8 暴力団又は暴力団関係者を、延岡市と締結した契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる契約（以下「再委託契約」といいます。）の相手方としません。
- 9 再委託契約の相手方が暴力団又は暴力団関係者であることが判明したときは、当該再委託契約を解除するために必要な措置を講じます。
- 10 暴力団又は暴力団関係者による不当介入を受けた場合又は再委託契約の相手方が暴力団又は暴力団関係者による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、延岡市への報告を行います。

年 月 日

商工観光文化部 新財源確保推進室 宛

FAX : (0982) 22-7080

メール : zaigen@city.nobeoka.miyazaki.jp

「西階公園野球場」ネーミングライツパートナー募集に関する質問票

質問事項	
連絡先	企業名
	部署
	役職
	担当者名
	電話
	F A X
	電子メール

(別紙)

「西階公園野球場」ネーミングライツパートナー審査基準

審査項目	評価内容	配点
愛称案	公共施設のイメージや、施設の設置目的との整合性	30
命名権料 (契約価格)	金額の妥当性、相対評価	30
契約期間	契約期間の妥当性、相対評価	10
附帯的な提案	施設や地域の魅力向上に繋がる提案か	15
地域貢献等	本市やスポーツに関する地域貢献等の実績があるか。また今後の地域貢献の計画があるか	15
合 計		100

- 申請者が募集要項の「3.（8）応募資格」や提案された愛称案が「延岡市ネーミングライツ事業実施要綱 第5条 愛称の表記範囲」を満たしていることを確認するため、新財源確保推進室が事前審査を行い、応募条件を満たしていないと判断された者は、審査対象外とする。
- 各審査員の採点を合算し、配点合計の6割以上の得点となった応募者の中から最も高い得点となった応募者を契約候補者として選定する。応募者が1者の場合でも、配点合計の6割以上の得点を取得していれば契約候補者として選定。
- 最高得点が同点の場合は、「命名権料（契約価格）」が最も高い者を候補者とする。それも同点の場合は、以下「愛称案」、「契約期間」、「附帯的な提案」、「地域貢献等」の順で比較していく。すべての審査項目で同点の場合は、くじ引きの抽選により決定する。
- 契約候補者と契約締結に向けた協議を行い、契約に至らなかった場合は次点の者を契約候補者とする。
- 審査期間中に応募資格を喪失した場合、審査の過程で提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合、配点得点の合計が6割に満たない提案は失格とする。